

横浜市総合保健医療センター 訪問看護ステーションみんなのつばさ 重要事項説明書

1 訪問看護事業者(法人)の概要

名称・法人種別	公益財団法人横浜市総合保健医療財団
代表者名	理事長 戸塚 武和
所在地・連絡先	(住所) 神奈川県横浜市港北区鳥山町1735 (電話) 045-475-0001 (FAX) 045-475-0002

2 事業所の概要

事業所名	横浜市総合保健医療センター 訪問看護ステーションみんなのつばさ
所在地・連絡先	(住所) 神奈川県横浜市港北区鳥山町1735 (電話) 045-475-0167 (FAX) 045-475-0194
所長氏名	村岡 和也
管理者氏名	長尾 俊和
提供サービス種類	訪問看護・介護予防訪問看護
介護保険事業所番号	1460990135

3 事業の目的

指定訪問看護及び介護予防訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者(以下「看護師等」という。)が、要介護又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び介護予防訪問看護の必要を認められた者に対し、適正な事業を提供することを目的とします。

4 運営の方針

ステーションの看護師等は、要介護者要支援者の心身の特性を踏まえて、病状の管理、服薬指導等の医療的な支援や全体的な日常生活能力の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅生活が継続できるように支援します。

事業の実施に当たっては、当財団が運営する総合保健医療センター、精神障害者生活支援センターの専門施設機能を活用するとともに、関係区役所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、協働して総合的なサービスの提供に努めるものとします。

5 事業所の職員体制

職種	人員	職務内容	備考
看護師	3名以上 (常勤・非常勤含む)	「8. サービスの内容」 を参照	内1名(常勤)は 管理業務と兼務
作業療法士	1名以上 (常勤・非常勤含む)	「8. サービスの内容」 を参照	
事務職員	1名以上	事務業務	

6 サービス提供時間

サービス種類	月～土・祝日(日曜日以外)	
訪問看護	(営業時間) 8:30～17:15	(サービス提供時間) 9:00～17:00
	(営業しない日) 日曜日・12月29日から1月3日	

7 事業の実施地域

通常の実施地域は、港北区・神奈川区・磯子区・西区・鶴見区とします。

8 サービスの内容

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪などによる清潔の保持
- (3) 食事及び排泄動作等日常生活動作の援助
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) 精神疾患患者・認知症患者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導
- (8) その他医師の指示による医療処置
- (9) 服薬管理
- (10) 家族支援

9 サービス提供の記録

訪問看護記録その他の記録を作成完了後2年間は適正に保管します。開示請求があった場合、法令等及び「公益財団法人横浜市総合保健医療財団の保有する保有個人データの開示等の請求に関する規程」に則り対応します。

10 併設サービス

当事業所は、横浜市総合保健医療センター内にあり、次のサービスと連携しています。

- ・介護老人保健施設
- ・通所リハビリテーション
- ・診療所

11 サービス利用料及び利用者負担

(1) 利用者負担額は法定利用料に基づく金額です。別紙料金表に記載されています。

お支払方法

- A 現金払い（月1回定められた日にお支払い願います）
 - B 銀行払い（期日までに利用者の方がお振込み願います。手数料は利用者負担となります）
 - C 銀行・郵便局自動口座引き落とし（お申し込み手続きが必要ですが、手数料は不要です）
- *毎月15日頃に前月分の請求書を、会計より郵送させていただきます。

(2) 上記の「法定代理受領（現物給付）」ではなく、居宅サービス計画を作成しない場合などの「償還払い」は、利用者が利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（9割）を請求します。

※介護保険適用外の場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）は、全額自己負担となります。（この場合、居宅サービス計画作成時に居宅介護支援専門員から説明を受け、同意することが必要となります。）

(3) 衛生用品・日常生活用品などは一部実費負担となります。

(4) 保険証や医療受給者証等の内容に変更が生じた場合は速やかにお知らせください。

12 交通費

介護保険利用の場合、実施地域内は無料です。介護保険で実施地域外の方、医療保険の方は、1回につき400円の実費が必要となります。医療保険で実施地域外の方は1回につき500円になります。

13 キャンセル

やむを得ずキャンセルを希望される場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。（キャンセル料不要） 連絡先:045-475-0167

14 秘密保持と個人情報の保護

サービスを提供する上で知り得た利用者及びご家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。これはサービス提供が終了した後においても継続します。守秘義務を徹底するとともにプライバシーに配慮したサービスを提供します。

15 緊急時の対応

必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、主治医や関係機関と連携し、適切な処置を行います。

16 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合は、速やかに主治医および関係機関へ連絡し、必要な対応を行います
- (2) サービスの提供に伴い事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。
- (3) 事故の内容や対応について記録・報告し、再発防止に努めます。

17 職員研修

- (1) 年6回以上、精神疾患等に関する知識・技術についての研修を実施します。
- (2) 新規採用者には基本的な知識・倫理・接遇・緊急時対応等に関する研修を実施します。

18 その他

- (1) 年金の管理、金銭の貸借など金銭に係る一切の取り扱いには関与できません。
- (2) 制度上、利用者の心身の機能の維持回復のための療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、それ以外の業務（食事・清掃等）はできませんのでご了承ください。
- (3) 贈り物や飲食などのもてなしはご遠慮ください。
- (4) 他の利用者の病状悪化に伴う緊急訪問など、やむをえない理由により急遽日時変更をお願いすることがあります。変更する場合は事前にご連絡します。

19 苦情相談窓口

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

横浜市総合保健医療センター 訪問看護ステーション みんなのつばさ	苦情受付担当者 村岡和也・長尾俊和 ご利用時間 9:00～17:00 土曜・日曜・祝祭日・年末年始を除く ご利用方法 電話 045-475-0167（直通）
--	--

○公的機関においても、苦情申し出等ができます。

横浜市はまふくコール (横浜市苦情相談コールセンター)	(電話) 045-263-8084
介護保険窓口 (各区福祉保健センター 高齢・障害支援課)	港北区: (電話) 045-540-2325 (FAX) 045-540-2396 神奈川区: (電話) 045-411-7019 (FAX) 045-324-3702 磯子区: (電話) 045-750-2494 (FAX) 045-750-2540 西区: (電話) 045-320-8491 (FAX) 045-290-3422 鶴見区: (電話) 045-510-1770 (FAX) 045-510-1897
神奈川県国民健康保険団体 連合会介護保険課介護苦情係	(住所) 横浜市西区楠町 27 番地 1 (電話) 045-329-3447 (利用時間) 8:30～17:15 土曜・日曜・祝祭日・年末年始を除く

【 説明確認欄 】

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

所在地 横浜市港北区鳥山町1735

事業所名 横浜市総合保健医療センター訪問看護ステーションみんなのつばさ

説明者 _____

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

(※自署の場合は押印不要)

代理人又は
立会人 住所

氏名 印 (続柄)

令和8年4月1日改訂